

会 議 録（議事終了までの抜粋）

会議の名称		令和5年度磐田市防災会議		
開催日時		令和6年3月12日（火） 開会：午後13時30分 閉会：午後15時00分		
開催場所		磐田市役所 防災センター 災害対策本部室		
出席者	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・会場参加 草地博昭会長、内野昌美委員、名久井孝史委員、北堀健二委員、榊原正彦委員、井原貞委員、佐藤欣久委員、田中尉公委員（代理：前田卓）、山本敏治委員、磯部公明委員、高尾正博委員、門奈良則委員、大庭恵委員、木下光晴委員、高瀬宏道委員、石川好三委員、鈴木裕司委員（代理：平谷均）、山田耕司委員、安間英雄委員、西谷美代子委員 ・WEB参加 番匠俊行委員（代理：高木敏勝）、太田好洋委員、刑部正比呂委員、鈴木誠司委員、平野弘和委員 以上25名		
	事務局	山下防災戦略監、加藤危機管理課長、岡部課長補佐、池田主幹、大庭主査、寺田主事		
公開・非公開の状況		公開	傍聴者数	2名
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 磐田市地域防災計画の修正について (2) 磐田市水防計画書の変更について 4 報告事項 磐田市地震・津波対策アクションプログラム2023の策定について 5 事業紹介 防災事業の取り組みについて（国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所） 6 意見交換 令和6年能登半島地震における災害派遣について <ul style="list-style-type: none"> ・磐田市消防本部 ・磐田市危機管理課 		

議長	<p>初めに会議録署名人の指名についてでございますが、磐田市防災会議運営要領第7条の規定に基づき、磐田市消防団、団長の門奈良則委員及び磐田市建設業組合理事長、平野弘和委員の2人を指名させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速進めていきたいと思ひます。(1) 磐田市地域防災計画の修正について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>危機管理課の池田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、磐田市地域防災計画の修正について、ご説明申し上げます。事前に資料を配布させていただいておりますので、主な修正点や追記した点を簡潔にご説明させていただきます。</p> <p>最初に資料2-1「磐田市地域防災計画、修正案の概要」をご覧ください。修正の主な内容について、順番に説明を進めてまいります。</p> <p>1の「磐田市地域防災計画の構成見直しに伴うもの」についてですが、資料1-1「磐田市地域防災計画の目次」のとおり、本市の地域防災計画は、一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編の3部構成となっており、県地域防災計画の核となる共通対策編が存在しておりません。そのため、毎年、県の修正と整合性を図ることに苦慮している現状から、資料1-2の目次のとおり、県地域防災計画の構成と同一化を図り、共通対策編、地震対策編、津波対策編、原子力災害対策編、風水害対策編、大火災対策編、大規模事故対策編の7つに再編するものです。</p> <p>次に、2の「防災基本計画の修正に伴うもの」のうち、(1)「多様な主体と連携した被災者支援について」ですが、資料2-2①「共通対策編」の新旧対象表53ページ、第11節の「ボランティア活動に関する計画」をご覧ください。</p> <p>この中に記載のある「災害中間支援組織」とは、被災地のニーズをくみ取り、専門的なスキルがあるボランティア団体とマッチングするもので、磐田市では市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンター等が担う形となり、171ページの下には具体的な設置場所となる総合健康福祉会館「iプラザ」の名称を加え、県と協力して災害中間支援組織を含めた連携体制を強化し、その環境整備を図ることを追記するものです。</p> <p>続いて、(2)「法律の改正等」のうち、「障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に係る施策の推進に関する法律」についてですが、共通対策編の新旧対象表22ページの表をご覧ください。</p> <p>防災に関する情報は障害者の生命、身体及び財産に直接関わるものであり、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が極めて重要であることから、これらに係る施策を総合的に推進することを追記するものです。新旧対照表の22ページには、青地で具体的な内容を記載していますが、障害の種類・程度に応じて体制を整備する必要があることから、ツールを精査し、より効果的な情報伝達体制を記載していきます。</p> <p>続いて、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」についてですが、「共通対策編」の新旧対象表64ページをご覧ください。</p>

今後も所有者不明の土地の増加が見込まれる中、その利用の更なる促進を求める声や、管理がなされていない所有者不明の土地がもたらす悪影響を懸念する声が高まっていることから、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する、所有者不明の土地対策を支える仕組みが新たに盛り込まれたことを受けて、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく措置を活用した防災対策について検討する旨を追記するものです。

次に、3「静岡県が実施する施策等の反映に伴うもの」のうち、(1)「市町支援の充実」についてですが、「共通対策編」の新旧対象表 73 ページをご覧ください。県が、令和 4 年台風第 15 号の教訓を踏まえ、市町災害対策本部の災害対応を支援し、県本部との調整役を担うことを目的とした「市町支援機動班」を新たに位置付けたことにより、当該機動班の受け入れについて追記するものです。

続いて、(2)「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の反映」についてですが、資料 2-2③「津波対策編」の新旧対象表 42 ページをご覧ください。

県が、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間の行動計画として、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013 の後継となる地震・津波対策アクションプログラム 2023 を策定したことに伴い、磐田市地震・津波対策アクションプログラム 2023 を策定することについて更新するものです。概要については、この後、次第の 4「報告事項」にて、危機管理課よりご説明させていただきます。

次に、4「原子力災害対策編の修正」についてですが、「原子力災害対策編」の新旧対象表 31 ページに修正案を記載予定でしたが、手違いにより修正が反映されていませんでしたので、本日配布の資料 2-2④「原子力災害対策編」の別紙をご覧ください。

国が甲状腺被ばく線量モニタリングマニュアルを策定したことから、緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備や住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について追記するものです。

次に、5「本年度の事象を踏まえた修正」についてですが、本日配布の資料 2-2 別紙（資料編抜粋）をご覧ください。

本市では、土砂災害時の指定緊急避難場所は対象地域の公会堂を中心に定めておりましたが、地域の実情を踏まえた安全性の確保のため、土砂災害時の指定緊急避難場所の見直しを図り、対象地域全ての公会堂を取りやめ、公共施設へ変更することを反映するものです。

最後に、6「その他修正事項」ですが、人口や世帯数の時点修正、「南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されたことに伴う修正」等を追記しています。

説明は以上となりますが、事前に県西部地域局様、中部電力パワーグリッド株式会社様、消防長様より誤字・脱字のご指摘がありましたので、製本する際には修正を図らせていただきます。

以上、簡単ではありますが、主な修正点の説明とさせていただきます。

議長

よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま説明がありました修正案につきまして、皆様から御意見、御質問等がありましたらお願ひします。この短時間でちょっと見れるようではないと思ひながらも、何か気になるところがあればおっしやっていたきたいと思ひますが、前提になるのは、今年ではなくて昨年の7月に県の計画を更新しておりまして、それに基づいての変更になります。

よって一昨年の台風15号の部分は反映されているところがありますが、例えば、昨年の台風2号については反映されていないことや、能登半島地震を受けての改善点は反映できていないところがあります。今年の夏頃に県の改定があれば、それに対して来年のこの時期に磐田市の分の改定をしていき、更新作業を行っていく形になるので、今はまだ反映されていないということは御理解を頂ければと思ひます。

何かご意見、ご質問はありますか。

佐藤委員

中遠農林事務所の佐藤です。意見というよりお願ひベースでお聞き頂ければと思ひます。もし項目で当てはめるとすると風水害の関係にはなるんですが、今市長からもお話があったとおり、台風15年で磐田市内も大きな被害が出ている中で、県も市も国の方もいろいろ考えて整備を進めさせていただいております。

県におきましても、農林事務所といたしましては、農地のため池被害の防止ということで、例えば、柴田山調整池などの整備を含め、平成6年度に完成となっており、これができることによって下流側の方も宅地等に対する被害がかなり軽減されると思ひています。

そうした中で、磐田バイパスの上流側にありますが、その上に磐田インターチェンジがあるんですが、その周辺の開発ということが計画として上がってきております。これは農林ですので、農地の土地利用の関係から、そういった情報をいただきまして、今後の計画のお話を聞かせていただきました。

何が言いたいかという、時間年数はかなり掛かっているんですが、上流側で開発をされたときに、開発の形態や流出計画など開発が変わってしまうことによって、せっかく作った調整池の機能や効果が弱くなってしまうんじゃないかと気になったため、少し独自で調べさせていただきました。

当然、開発行為ですので、県や市の開発行為の手引き等に基づき、適正にやられているため、そこに問題があるわけではないんですが、仮にこれを台風15号の雨が降ったときに置き換えシミュレーションさせていただいたところ、通常であれば流出となるんですが、今回、磐田市さんの指導がすばらしかったのか、企業さんも独自というか、本来開発行為で作るべき調整池の1.5倍ぐらいの大きさに作られておりました。

これは、計画段階の話で、実際どうなのかは分からないんですが、開発行為の中で、磐田市さんの指導のもと、調整池に対しての配慮があり、非常にいい事例だと思ひました。

今後そういった尋常じゃない雨が降り、流域治水の地域にいる全ての方々で整備していく中で、開発行為におけるまちづくりにどこまで踏み込むかと

	<p>いうのは難しい問題ということも想定しておりますし、基準どおりのものができているものですから、特段、我々が指導すべき内容もないんですが、尋常ではない雨が降ったときに、実際に現場がどうなっているかを考えたときに、開発行為者に対して協力を促すような体制づくりは必要になってくると感じたものですから、今後指導していく中で御配慮頂ければと考えております。</p> <p>はい、農林事務所らしいと言ったら失礼かもしれませんが、独自の見解でありたいと受け止めたところです。今の話は、皆さん磐田をイメージすると柴田山と聞いてもあまり聞きなれない言葉だと思いますので、少し補足すると、バイパスの見付インターチェンジの北側にずっと河川の工事をしているところはイメージできると思います。</p> <p>今ノ浦川の上流部に遊水地を作っておりますが、平成一桁代から計画をしているので、そこからインターができ、そのあとに様々な開発が行われております。当時の計画とは随分変わっていると思いますが、一方で、そこに8万立米ぐらいの遊水地ができるということは、磐田市の下流部にとっては極めて大きな意味があり、来年度できることに大きな期待をしているところであります。</p> <p>昨年は大丈夫でしたが、一昨年の15号では今之浦地域が冠水したり、そこから福田のエリアまで下流域の皆さんはずっと心配していたわけですから、その辺を踏まえ、袋井土木と一緒に水災害対策プランを作りながら流域治水の検討をさせていただいております。</p> <p>今御意見を頂いた開発について、1.5倍の遊水地を作るに当たってどういう見解があったのかは、担当がおらず私も聞いておりませんが、そういうことを意識しながら開発をすべきということは受け止めながら、これからの開発に対応していきたいと思いました。</p> <p>ちょっと計画の部分とは直接的なところではなかったんですが、非常にいい意見を頂きました。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、農林事務所らしいと言ったら失礼かもしれませんが、独自の見解でありたいと受け止めたところです。今の話は、皆さん磐田をイメージすると柴田山と聞いてもあまり聞きなれない言葉だと思いますので、少し補足すると、バイパスの見付インターチェンジの北側にずっと河川の工事をしているところはイメージできると思います。</p> <p>今ノ浦川の上流部に遊水地を作っておりますが、平成一桁代から計画をしているので、そこからインターができ、そのあとに様々な開発が行われております。当時の計画とは随分変わっていると思いますが、一方で、そこに8万立米ぐらいの遊水地ができるということは、磐田市の下流部にとっては極めて大きな意味があり、来年度できることに大きな期待をしているところであります。</p> <p>昨年は大丈夫でしたが、一昨年の15号では今之浦地域が冠水したり、そこから福田のエリアまで下流域の皆さんはずっと心配していたわけですから、その辺を踏まえ、袋井土木と一緒に水災害対策プランを作りながら流域治水の検討をさせていただいております。</p> <p>今御意見を頂いた開発について、1.5倍の遊水地を作るに当たってどういう見解があったのかは、担当がおらず私も聞いておりませんが、そういうことを意識しながら開発をすべきということは受け止めながら、これからの開発に対応していきたいと思いました。</p> <p>ちょっと計画の部分とは直接的なところではなかったんですが、非常にいい意見を頂きました。</p>
<p>井原委員</p>	<p>はい。ほかに皆様の方から何か御意見ありますか。</p> <p>県西部健康福祉センターの井原です。よろしくお願いいいたします。ちょっと文字づらな部分で気になったので御検討頂ければと思いますが、先ほど御説明があった県の対応について、新旧対照表の共通対策編73ページ、黄色いマーカーがされている表の中で、市職員の応援のアの市町支援機動班は県の組織でよろしいですか。</p>
<p>事務局 井原委員</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>表の左側の市職員の応援のところと、アの部分の表現がしっくりこないことと、その後の(ア)で県から必要に応じて派遣される職員というのが、(エ)で県から町支援機動班が派遣された場合という表現があるので、(ア)と(イ)のところも派遣された職員と表題との関係性がよく分かりません。</p> <p>市としての対応をどうするかという中に、県のというのが入っているため、その違和感と、(エ)のところ初めて、派遣された場合となるので、その辺の順番の整理をして調整していただければと思います。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>内容を精査し修正いたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。やはり私たちの目線ではなく、皆さんそれぞれの目線から見ると表現がおかしいところが出てくるかもしれませんので、今みたいな御意見は積極的に御発言頂ければありがたいです。これだけページ数が多いので、何処に何が書いてあるのか把握するだけでもなかなか難しいと思いますが、事前に皆さん見て来ていただいているやもしれませんので、何か気になるところがあったら、またおっしゃっていただければと思います。</p>
<p>安間委員</p>	<p>漁業の安間です。漁業とは関係ない視点でお聞かせ願いたいんですが、この間の能登半島の地震では、道路が一本道のため、崩れると孤立集落が発生します。幸い磐田でそういう所は少ないと思いますが、豊岡の山の方は懸念があります。</p> <p>先ほど能登の件に関しては、これから検討してくとのことですが、今時点で磐田で孤立集落の心配があるかということをお聞きしたいということと、磐田市は太田川地域で私が大学のときに習ったことですが、日本三大0メートル地帯で地盤が悪いため、堤防が少し低くなり、市も県も心配はされています。</p> <p>現場の方でも検討しており、一つ例を挙げると平成16年に大雨が降り、久保川が溢れて二之宮南の方がボードで救出されたことが全国版で流れたため、東京の方から私のところにも心配だということで連絡があったんですが、あそこは久保川を直すときに新しく作った堤防で、やはり地盤が悪く、確か20センチぐらい堤防が低かったと思います。</p> <p>このとき袋井土木さんをお願いしたんですが、低くはなっていないということだったので、もう1回橋桁から測ってもらったら20センチぐらい低い状況でした。すぐ対応してくれたんですが、磐田市はこういうところがいっぱいあるため、そういう検証もこれから必要かなと思います。特に最近のゲリラ豪雨や線状降水帯というもので、当時、見付は降っていませんでしたが、中泉だけ降って久保川へ流れたという状況であり、そういう検証もこれからしっかり、長い目で見てやっていただきたいと思います。よろしく願います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>まず、冒頭の孤立集落は万瀬と虫生の2か所だと思っています。この間、議会でも御質問があり答弁して、様々な対策、対応をしているところですし、能登があったからということではなく、もともとの積み重ねの中でやっていますから、地域の皆さんは心配されているかもしれませんが、一定の御理解を頂いていると思います。引き続き、後は質を上げていきたいと思っています。</p> <p>それから、堤防の今の高さのところ、実際低いところもあるにはあります。去年の台風のときにも溢れてしまっているところがありますから、それは磐田市で言えば道路河川課、県で言えば袋井土木の皆さんたちと協力しながら、かさ上げ必要などころについては、できる範囲のかさ上げをできるところからやっていくことで、話ができていくところもありますから、用地買</p>

	<p>収が必要になってきますが、また1か所1か所、丁寧に対応していきたいと思っております。</p>
安間議員	はい、分かりました。
議長	他はいかがですか。
榊原委員	袋井土木事務所の榊原です。今のお話の件でも、堤防が低い件につきましては我々も把握しておりまして、随時、対策を進めていきたいと思っております。
	<p>それともう一つは、沢の中に結構土砂が堆積し、それが原因で空けやすくなっている傾向もありますので、袋井土木事務所では、今年度、河床の堆積度合いを図り抽出していますので、それを今後どの場所で土砂をとっていったらいいのか、有効な所から浚渫をしていくことを考えており、我々としてもなるべく被害を最小限に抑えるような努力をしていきますので、引き続きよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>この後、水防計画の方の話も入ってまいりますので、また後でまとめて御質問頂いてもいいと思ひますから、まずは今、出尽くしたというところで、皆様に一旦この案でお諮りをしたいと思ひます。また後から御質問、水防もあわせてしていただいても構ひませんが、まずはここでお諮りをしたいと思ひます。</p>
	<p>それでは磐田市の地域防災計画の修正案は原案のとおり承認することに御異議ございませぬか。</p>
全委員	異議なし。
議長	<p>はい。ありがとうございます。字句の修正はまた後ほどやらさせていただきますけれども、御異議ないようですので、磐田市地域防災計画の修正案は原案のとおり、承認することに決定させていただきます。よろしくお願ひをいたします。</p>
	<p>それでは続きまして磐田市の水防計画書の変更について事務局から説明をさせます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	それでは、磐田市水防計画書の変更について、ご説明申し上げます。
	<p>最初に、資料3-1「磐田市水防計画書 変更案の概要」と資料3-2の「新旧対照表」をお手元にご用意ください。</p>
	<p>修正の主な内容について、概要に沿って順番に説明を進めてまいります。1の「水防本部の設置に伴うもの」についてですが、水防本部の設置基準及び水防本部の編成図に誤記があったため、資料3-2新旧対照表の1ページと3ページに記載のとおり、修正を図ったものです。</p>
	<p>次に、2「津波災害警戒区域の追加に伴うもの」についてですが、熱海市、伊東市、沼津市、富士市、御前崎市、湖西市が新たに津波災害警戒区域に指定されたため、これを反映するものです。</p>
	<p>次に、3「本年度の事象を踏まえた修正」ですが、地域防災計画と同様に土砂災害時の指定緊急避難場所の見直を反映し、新旧対照表の4ページに記載しています。</p>
	<p>簡単ではありますが、磐田市水防計画書の変更に関する説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>はい、皆様の方から御質問、御意見等はございませんでしょうか。</p> <p>今回、大きく変えたのが土砂災害のときの避難対象地域の避難場所についてです。さらっと言ってしまうましたが、今までは各公会堂が避難場所になっておりましたけれども、基本的には小学校とか、中学校の比較的大きな施設、いわゆる公共施設に避難するということに変更をいたしました。この理由について事務局から少し補足できますか。</p>
事務局	<p>はい。この理由ですが、令和4年の台風15号のときに公会堂を各自治会の皆さんに開設していただいたんですが、なかなか、全ての方がそこに避難するというのではないということと、自治会長さんが主に開設するんですが、その方たちが大変危険な思いをして向かっていただいていることもあります。</p> <p>あと、土砂災害の警戒区域の避難所になっているんですが、土砂災害と水害が別々になっており、分かりにくいということもあったものですから、今回この右側に書いてあります公共施設については、土砂災害も水害も対応したものとし、分かりやすさを追求したということで見直しをさせていただきます。以上です。</p>
議長	<p>はい。雨の降り始めは割とたくさん降ってくると大体先に土砂災害が出て、その後もっと降ってくると、水害の方が出てきて避難指示を出す必要があるものですから、途中で、避難所の移動というのが台風15号のときに実は発生をいたしました。</p> <p>土砂災害のときは安全で避難所として適しているけれども、水害が出ると洪水の浸水域に入ってしまうと、そこには留まることができないということで、避難所を閉めて大雨の中、移動してもらったということがありましたので、最初から水害も土砂災害も同じところに避難できるようなパターンに今回変更したというのが大きな要因です。自治会長さんたちも本当に大変な思いで今まで開けていただいていたので、そうしたところ変更しました。</p> <p>はい。皆様の方から、先ほどのようにざっくりばらんに、少し幅広の御意見でも構いません。はい。お願いします。</p>
石川委員	<p>豊岡の自治会連合会長をしています。昨年、一昨年と連続で敷地地区が水害にあいました。私は、昨年度までは南地区長だったんですが、特に神増と平松の土砂災害が1番身近なところで起こったものですから、今回の新旧対照表を見ると、土砂災害の広い意味での水防計画で、これは大変意味のあるものだなと思いました。別々なことではなく、大雨が降って、それが限度を超えて洪水という形になり、それから土砂を押し流すという形になって、あらわれが違うだけで、本来の元は一緒なんです。だから別々なものだと考える必要はなく、実際に被災をして余計にそう思ったわけです。</p> <p>そういう形になる物の捉え方で、農林の関係の方がいらっしゃるのですが、お聞きしたいのですが、実際に災害計画を作るとき、自治体はそれぞれ防災組織が対応していくわけですが、豊岡の場合は支所の役割というのが非常に大きいんです。たまたま、令和4年9月に台風15号で被災をしたわけですが、3か月前の6月に土砂災害の防災訓練に豊岡南地区が順番でたまたま当た</p>

って、いざというときに避難をしなくちゃいけないという思いを持つことができたのが最大の成果だと思感じました。

ただ、そのとき豊岡支所は参加しておらず、その当時の自治デザイン課の担当職員からいろいろ聞くと、日曜日のことなので支所の職員に配慮をしたんだということです。それは分かるんですが、いざ災害が起こると豊岡は地域的なこともあり、本部が支所になって住民はみな支所を頼りにするため、それが旧磐田市内と全く違うと思います。

支所の実際の役割は非常に大きなものがあることを十分考慮し、防災対策を行っていただきたいので、私は計画の中に謳うべきことなのか分かりませんが、そのことは強調していただきたいと思いました。

災害時は、いろんな要望が住民から出ますが、支所に行っても権限がないため何も話が通らず、一週間もしないうちに、あいつら遊んでいて仕事をしていないという声が聞こえてくるので、そうじゃないという話をしたんです。これでは休みもなく働いている支所の窓口が気の毒です。

もう1点、私は令和4年の災害以降、連合会の方で防災を担当していますが、今之浦や西貝地区の防災担当者から今年の防災委員会の中で、農業用調整池をうまく使えば住宅を守ることができるという声が出ていますが、管理等いろいろ問題があると思います。私は詳しいことも全く分からないので、どんな問題点があるのか聞かせていただければと思います。

佐藤委員

御意見ありがとうございます。農林の方では確かに調整池を作っているんですが、基本的に我々は農地を守るための調整池であり、農林水産省の予算を使って補助事業として取り組んでおりますので、住宅地を守るとなると、その守る保全対象が変わってきます。調整池を沢山作れば、確かに副次的な影響としてはあるんですが、なかなか我々の本来の目的が見当たらないと事業を実施することができないため、また今後、市の方といろいろ検討していきたいと思います。

議長

調整池の基本の開け閉めについては、少し農林事務所と話をしながら、昨年、一昨年の反省を踏まえて、農林事務所の方も前向きにいろいろ検討してくださっている話を聞いています。

今までどおりということではなくて、今までも別に運用としては間違っていないんですが、よりいい方向に変えていけるように対応を協議していますから、おそらく今年少しは皆さんの目に見えて改善されるんじゃないかと感じているところです。

また、冒頭ありましたもう一つの支所の役割についてですが、ここにも支所というキーワードが少し出ているわけではありますが、支所にどこまで権限を持たせるのかということについて、文章としては非常に書きにくいところでもあります。

運用の中で、私たちが支所をどう扱っていくのかということは課題として出ていますので、その辺りも体制の整え方として豊岡だけでなく、支所を持つ地域の期待に応えられるよう支所長の配置も含めて考えておりますので、御安心頂ければと思っています。

<p>全委員 議長</p>	<p>他はいかがですか。よろしいですか。</p> <p>はい。それでは御意見、御質問も出尽くしたようでありますから、委員の皆様にもこれもお諮りをしたいと思っております。磐田市水防計画書の変更案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>はい、ありがとうございます。御異議がないようですので、変更案は原案のとおり承認することに決定をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で本日の議事については終了となります。御熱心に様々な御意見を出していただきましてありがとうございました。今後とも本市の防災事業に対して御理解、御協力をお願いできればと思っております。</p> <p>それでは議長の職を解かせていただき進行は事務局のほうにお返ししたいと思っております。お願ひします。</p>
-------------------	--